

R1介護保険施設等集団指導	
令和2年2月17日	市資料5-2

函館市 高齢者虐待対応支援マニュアル

～誰もが尊厳をもって暮らせる地域を目指して～



平成23年3月制定
平成28年4月最終改正
函館市保健福祉部

はじめに

高齢者やその家族が地域の中で尊厳をもって暮らせる地域社会は、誰もが求めているものですが、高齢者に対する虐待の実態が明らかになります。その深刻な状況が表面化しております。

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の定義、高齢者虐待の早期発見、高齢者虐待の通報等を受けた場合の措置等が定められました。

函館市における養護者による高齢者虐待の相談・通報は平成26年度で96件あり、そのうち、55件を高齢者虐待と判断しました。

高齢者虐待の相談・通報に対しては、函館市地域包括支援センターや市の担当課が各事案に対応しておりますが、相談・通報の多くは、介護支援専門員や介護保険事業所職員等が高齢者に接している中で発見する事例であり、地域の民生委員や近隣の方等の相談・通報は少數となっています。

また、高齢者虐待は家庭内で起こることが多いことから、虐待を受けている高齢者の中には自ら支援を求められない人もいることが考えられます。

そのような高齢者の方々が安心して生活できるためにも、地域の方や関係機関の皆様が高齢者虐待のサインに気付き、円滑な支援につなげていくことが必要です。

高齢者虐待の発生には、長年の家庭生活で形成された親子・夫婦関係や家族の介護疲れ等のストレス、経済的問題等様々な要因があり、対応にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度・施策に関する情報や知識が必要となります。そのため、対応の各段階において、複数の関係機関が情報を共有し、連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築することが必要になってきます。

このマニュアルは、高齢者虐待の相談・通報があった場合の対応ポイントを示したものであり、地域で高齢者を支援する関係者が業務の参考とされるよう願っております。

〈 目 次 〉

1 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待の定義	1
(2) 高齢者虐待の種類	2

2 養護者による高齢者虐待への対応について

(1) 市と地域包括支援センターの役割	4
(2) 関係機関の役割とネットワーク	5
(3) 虐待への対応手順	6
ア 虐待の発見・相談	7
(ア) 虐待の発見	7
(イ) 虐待の相談・通報の受理	10
イ 事実確認、緊急性の判断	11
(ア) 事実確認	11
(イ) コアメンバー会議	12
(ウ) 立入調査	13
ウ 個別ケース会議	14
エ 支援の実施	14
(ア) 緊急性が高い場合の支援	14
(イ) 緊急性が高くないと思われる場合の支援	15
オ 情報の集約と支援方針の修正	16
(ア) 情報の集約・共有化	16
(イ) 支援方針の修正	16
(ウ) 支援の終結	17

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応について

(1) 養介護施設の設置者および養介護施設従事者等の義務について	18
ア 養介護施設の設置者等の義務	18
イ 養介護施設従事者等における虐待の通報義務	18
ウ 守秘義務との関係	19
エ 不利益取り扱いの禁止	19
(2) 市の対応等について	19
ア 市による事実確認	19
イ 老人福祉法および介護保険法の規定による権限の行使	19
ウ 市から北海道への報告	19
エ 虐待状況の公表	19

4 高齢者虐待相談窓口

(1) 養護者による高齢者虐待の相談窓口	22
(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談窓口	22
(3) その他の関連する相談窓口	23

5 様式集

(1) 相談・通報・届出受付票（総合相談）	(様式1) 25
(2) 高齢者虐待情報共有・協議票	(様式2) 26
(3) 事実確認票-チェックシート（表面）	(様式3) 27
(4) 事実確認票-チェックシート（裏面）	(様式4) 28
(5) 立入調査証明書	(様式5) 29
(6) 高齢者虐待事案に係る援助依頼書	(様式6) 30
(7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待報告書	(様式7) 31

6 関係法令等

(1) 函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会設置要綱	32
(2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	34

1 高齢者虐待とは

平成 18 年 4 月 1 日に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」という。) では、

- ・ 高齢者虐待の定義
- ・ 国及び地方公共団体の責務
- ・ 国民の責務
- ・ 高齢者虐待の早期発見
- ・ 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

等について規定しています。

(1) 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待防止法」では、高齢者が「養護者」や「養介護施設従事者等」から、不適切な行為や扱いによって権利・利益を侵害される状態、生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることを「高齢者虐待」と定義しています。

■図表 1 ■

高齢者虐待防止法の用語説明

- | | | |
|-------------|---|-------------------------------|
| ア 高齢者 | ： | 65 歳以上の人 |
| イ 養護者 | ： | 高齢者を現に養護（介護・世話）している家族、親族、同居人等 |
| ウ 養介護施設従事者等 | ： | 「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者 |

【養介護施設】

- ・ 老人福祉法に規定する老人福祉施設、有料老人ホーム
- ・ 介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター

【養介護事業】

- ・ 老人福祉法に規定する老人住宅生活支援事業
- ・ 介護保険法に規定する居宅サービス事業（予防も含む）、地域密着型サービス事業（予防も含む）、居宅介護支援事業（予防も含む）

参考) 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省)

(2) 高齢者虐待の種類

「高齢者虐待防止法」では、高齢者虐待を「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」の5つに分類しています。

① 【身体的虐待】

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。

暴力的な行為等で、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。



～具体例～

- 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる等。
- ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする等。

② 【介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）】

高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること。



～具体例～

- 入浴しておらず（入所者を不潔なまま放置）異臭がする、髪が伸び放題であったり、皮膚が汚れている。
- 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間に渡り続く等、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- 室内にゴミを放置する等、劣悪な住環境の中で生活させる。
- 高齢者が必要となる介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない等。

③ 【心理的虐待】

高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

～具体例～

- ・ 排泄の失敗等をあざ笑ったり、それを人前で話す等により高齢者に恥をかかせる。
- ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・ 言葉遣いや名前の呼び方で、子どものように扱う。
- ・ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等。



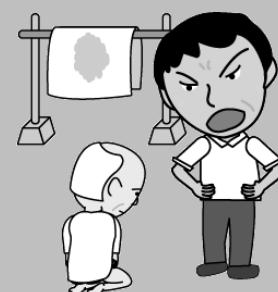
④ 【性的虐待】

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること。

高齢者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

～具体例～

- ・ 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・ キス、性器への接触、セックスを強要する。
- ・ 入浴の際、異性から裸体が見られる等、プライバシーへの配慮をしない。



⑤ 【経済的虐待】

養護者、または養護していない高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること。その他、高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し、高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

～具体例～

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・ 高齢者の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・ 年金や預貯金を高齢者の意思・利益に反して使用する等。
- ・ 入所者の私物や預かっている預貯金を勝手に搾取したり消費する。



⑥ 【虐待防止法に位置づけられている以外の虐待】(5つの虐待と準じた対応を行う)

自己放任（セルフネグレクト）

認知症等により、生活に関する能力や意欲の低下した1人暮らしの高齢者が自ら他者に対して援助を求めず、自分で自分の日常生活を放置している状態。

2 養護者による高齢者虐待への対応について

(1) 市と地域包括支援センターの役割

ア 市の役割および権限

「高齢者虐待防止法」では、虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護および養護者に対する支援について、市町村が主体的に役割を担うことを規定しています。

市は高齢者虐待防止ネットワークの構築や高齢者虐待に関する広報や啓発を行うだけではなく、市に与えられた権限を行使し、立入調査や必要時には警察署長への援助要請、また、必要時には「やむを得ない事由」による措置を行います。

イ 地域包括支援センターの役割

介護保険法において、市に設置される地域包括支援センターの業務として、虐待の防止や虐待を受けた高齢者、養護者等への支援が位置付けられており、担当圏域の高齢者について、虐待対応の中心的役割を果たします。

■図表2■ 市と地域包括支援センターの役割

項目	内 容	函館市	地域包括支援センター
広報・啓発活動	高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	◎	◎
	高齢者虐待に関する知識・理解の啓発	◎	△
	認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発	◎	△
	通報(努力)義務の周知	◎	△
	相談窓口・高齢者虐待対応協力者の周知	◎	◎
相談・通報・届出への対応	相談、通報、届出の受付	◎	◎
	相談者への対応(高齢者及び養護者への相談、指導及び助言)	△	◎
	受付記録の作成	△	◎
	緊急性の判断	◎	◎
事実確認・立入調査	関係機関からの情報収集	○	◎
	訪問調査	○	◎
	立入調査	◎	－
	立入調査の際の警察署長への援助要請	◎	－
支援方針の決定	個別ケース会議の開催(関係機関の招集)	○	◎
	支援方針等の決定	○	◎
	支援計画の作成	△	◎
支援の実施	(やむ得ない事由による)措置の実施	◎	市へのつなぎ
	措置期間中の面会の制限	◎	△
	措置のための居室の確保	◎	－
支援方針の修正	支援実施後の情報の集約と支援方針の修正	△	◎

注) ◎:中心的な役割を担う ○:関与することを原則とする △:必要に応じてバックアップする

参考) 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省)

「高齢者虐待対応支援マニュアル(改訂版)」(北海道)

(2) 関係機関の役割とネットワーク

高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、関係機関との連携協力体制を整備することが必要です。

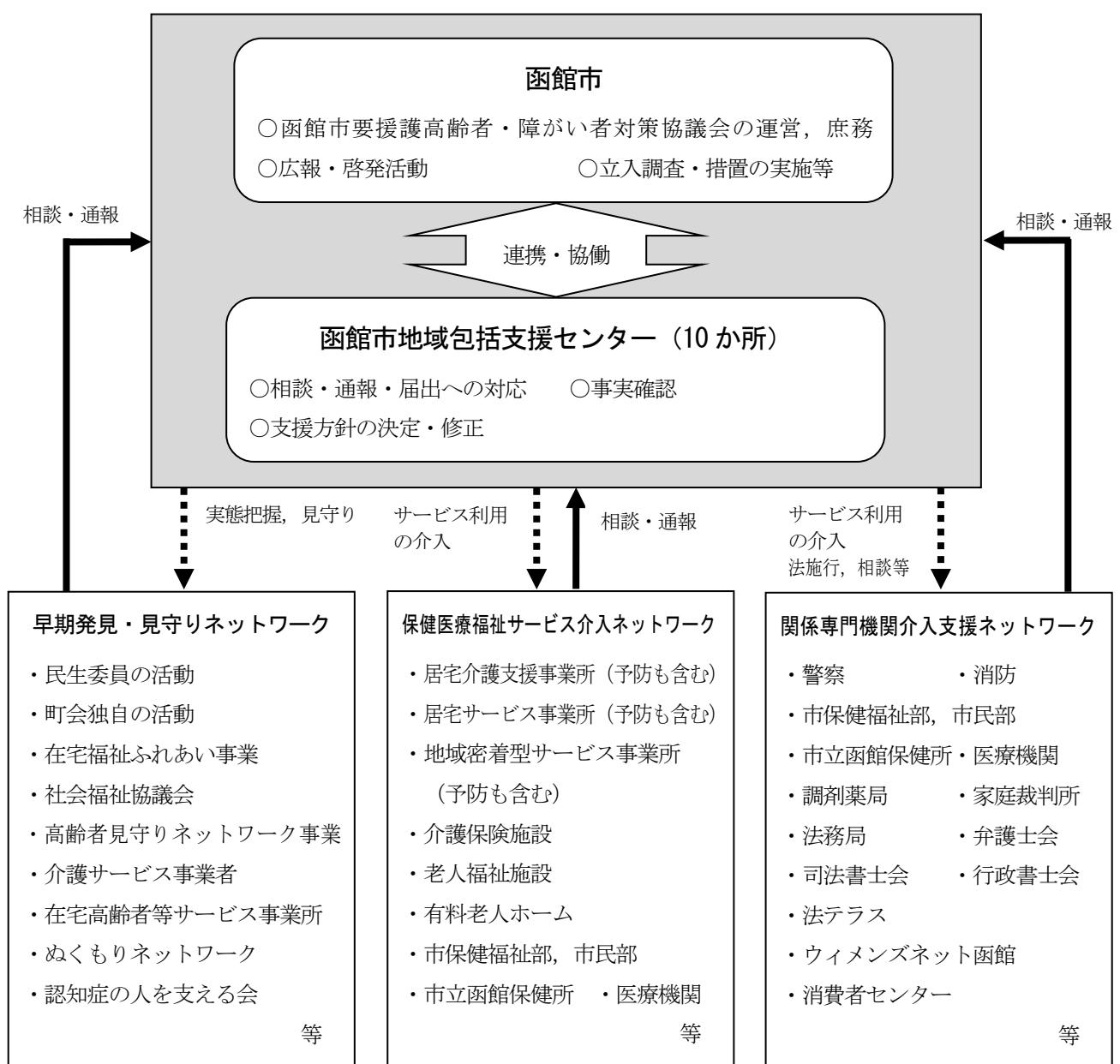
～3つのネットワーク～

- ・ 住民組織、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」
- ・ 介護保険事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」
- ・ 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」

これらの3つのネットワークが役割を分担し、連携することによって高齢者虐待を防止したり、問題が深刻化する前に高齢者や養護者・家族に対する適切な支援を行います。

■図表3 ■

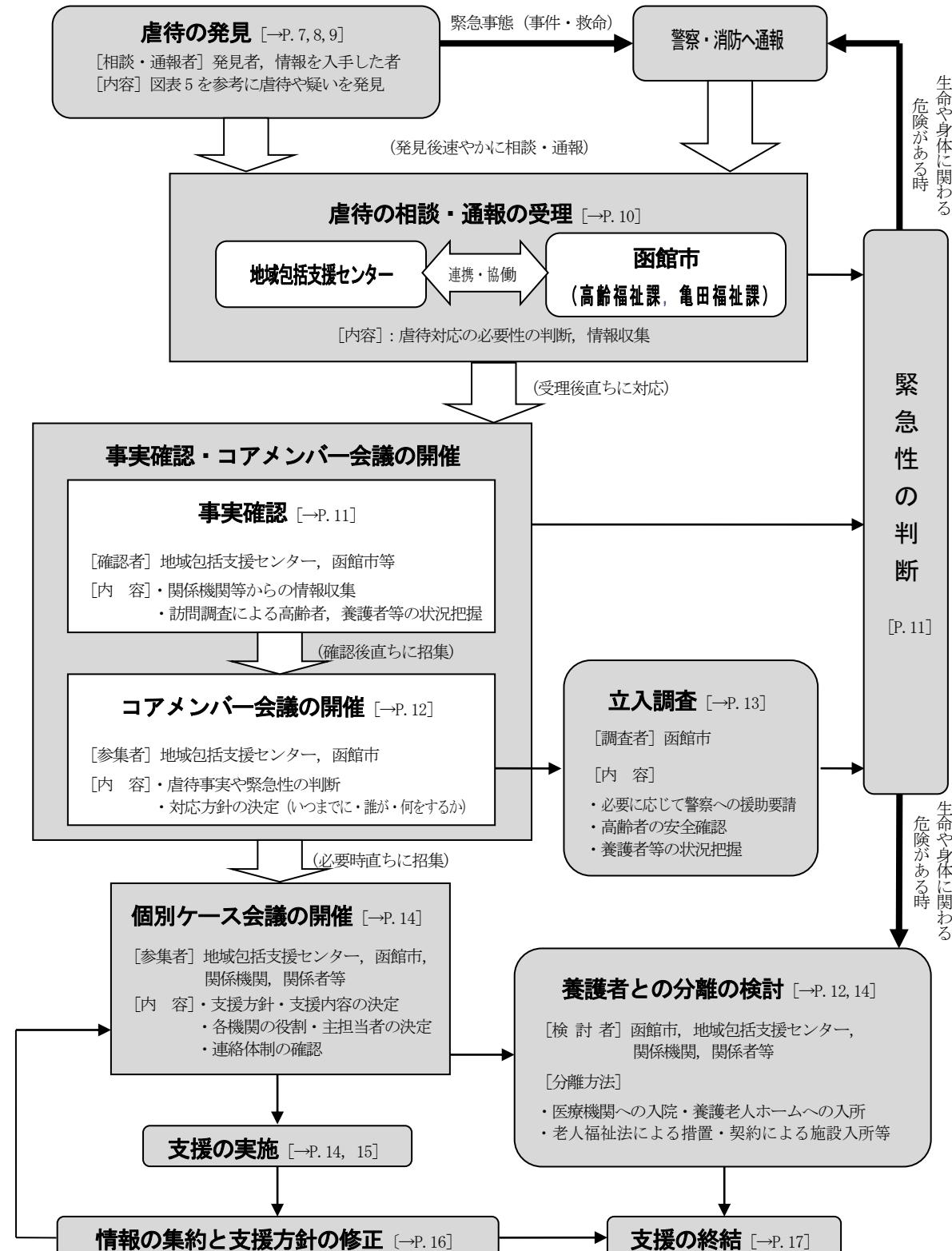
高齢者虐待防止ネットワーク



(3) 虐待への対応手順

高齢者の安全確保のために一刻をあらそう事態も考えられます。夜間・休日を問わず迅速な対応が図られるように、地域包括支援センターや市を中心に、関係機関が連携し、支援にあたります。

■図表4 ■ 虐待の発見から支援の終結まで



ア 虐待の発見・相談

(ア) 虐待の発見

虐待をしている養護者には、虐待行為の自覚がない場合が多く、また、虐待を受けている高齢者も養護者をかばう、知られたくない等の思いがあるため虐待の事実を訴えにくく、家庭内における虐待は発見しにくい状況にあると考えられます。

「高齢者虐待防止法」では、養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体および従事者等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならないと規定しており、近隣住民をはじめ、地域の民生委員や町会等の住民組織、介護保険事業所等、高齢者を取り巻く様々な関係者が虐待に対する認識を深め、虐待のサインに気づくことが大切です。

高齢者や養護者等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、発見者や情報を入手した者は一人で抱え込みます、地域包括支援センターや市に相談・通報して下さい。

また、できる限り高齢者や養護者・家族が自ら前述の相談窓口に連絡するよう働きかけることも重要です。虐待は高齢者や養護者・家族が気づくことが重要であり、これによってその後の支援の内容も大きく変わってきます。

高齢者への虐待が疑われる場合に見られるサインを「高齢者虐待発見チェックリスト」図表5として掲載しましたので、虐待を発見するための目安として下さい。

※ 「発見者」と想定される例：家族、民生委員、近隣住民、町会関係者、介護サービス事業者、各関係団体等

※ 「情報を入手した者」と想定される例：民生委員、近隣住民、町会関係者、介護サービス事業者、各関係団体等

ためらわずに相談・通報を！

高齢者虐待防止法では、国民が虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに「通報する責務」があります。

また同時に、通報を受理した側にも、通報者を特定する情報について「守秘義務」が課せられています。

虐待が疑われるサインに気づいたら、ためらわずに相談・通報をして下さい。



■図表5■

高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」として、以下のものがあります。複数のものにあてはまるほど度合いはより濃くなっています。これらはあくまで例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておいて下さい。

～高齢者からのサイン～

【身体的虐待】

- 1. 身体に小さな傷が頻繁にみられる。
- 2. 太腿の内側や上腕部の内側、背中等に傷やミミズ腫れが見られる。
- 3. 回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある。
- 4. 頭、顔、頭皮等に傷がある。
- 5. でんぶ(臀部)や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
- 6. 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- 7. 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- 8. 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
- 9. 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることをためらう。
- 10. 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

【介護・世話を放棄・放任（ネグレクト）】

- 1. 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
- 2. 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- 3. 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
- 4. 汚れたままの下着を身につけるようになる。
- 5. かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
- 6. 身体からかなりの異臭がするようになってきている。
- 7. 適度な食事を準備されていない。
- 8. 不自然に空腹を訴える場面が増えている。
- 9. 栄養失調の状態にある。
- 10. 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

【心理的虐待】

- 1. かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
- 2. 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
- 3. 身体を萎縮させる。
- 4. おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等の症状がみられる。
- 5. 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
- 6. 自傷行為がみられる。
- 7. 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- 8. 体重が不自然に増えたり、減ったりする。

【性的虐待】

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。 |
| <input type="checkbox"/> 2. 肛門や性器からの出血や傷がみられる。 |
| <input type="checkbox"/> 3. 生殖器の痛み、かゆみを訴える。 |
| <input type="checkbox"/> 4. 急におびえたり、恐ろしがったりする。 |
| <input type="checkbox"/> 5. ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。 |
| <input type="checkbox"/> 6. 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることをためらう。 |
| <input type="checkbox"/> 7. 睡眠障害がある。 |
| <input type="checkbox"/> 8. 通常の生活行動に不自然な変化がみられる。 |

【経済的虐待】

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。 |
| <input type="checkbox"/> 2. 自由に使えるお金がないと訴える。 |
| <input type="checkbox"/> 3. 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがらない。 |
| <input type="checkbox"/> 4. お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。 |
| <input type="checkbox"/> 5. 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。 |
| <input type="checkbox"/> 6. 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。 |

【自己放任（セルフネグレクト）】

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 昼間でも雨戸が閉まっている。 |
| <input type="checkbox"/> 2. 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。 |
| <input type="checkbox"/> 3. 配食サービス等の食事がとられていない。 |
| <input type="checkbox"/> 4. 薬や届けた物が放置されている。 |
| <input type="checkbox"/> 5. 物事や自分の周囲に関して、極度に無関心になる。 |
| <input type="checkbox"/> 6. 何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。 |
| <input type="checkbox"/> 7. 室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。 |

～養護者からのサイン～

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。 |
| <input type="checkbox"/> 2. 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。 |
| <input type="checkbox"/> 3. 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。 |
| <input type="checkbox"/> 4. 高齢者の健康や疾患に关心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。 |
| <input type="checkbox"/> 5. 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。 |
| <input type="checkbox"/> 6. 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。 |
| <input type="checkbox"/> 7. 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。 |

～地域からのサイン～

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。 |
| <input type="checkbox"/> 2. 庭や家屋の手入れがされていない。(草が生い茂る、ゴミが捨てられている) |
| <input type="checkbox"/> 3. 郵便受けや玄関先等が1週間前の手紙や新聞で一杯、電気メーターがまわっていない。 |
| <input type="checkbox"/> 4. 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。 |
| <input type="checkbox"/> 5. 家族と同居している高齢者がコンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。 |
| <input type="checkbox"/> 6. 近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。 |
| <input type="checkbox"/> 7. 高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。 |

参考) 「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)

(イ) 虐待の相談・通報の受理

地域包括支援センターや市で相談・通報を受けた担当者は、「相談・通報・届出受付票（総合相談）」(P. 25) を用います。さらに、虐待対応の必要性が少しでも見られるようなケースの場合には、「高齢者虐待情報共有・協議票」(P. 26) を用います。

相談者が市民の場合、相談すること自体をためらい、再度の相談がない可能性もあるため、図表6に通報時に聞き取るべき最低限の項目を掲載しましたので、これを参考に聞き取りをして下さい。

■図表6 ■ 通報受理時の聞き取りポイント

1. 虐待の状況

- ① 虐待の具体的な状況
- ② 緊急性の有無とその判断理由

2. 高齢者、虐待者と家族の状況

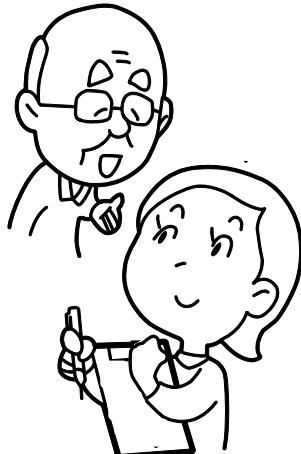
- ① 高齢者の氏名、居所、連絡先
- ② 高齢者的心身の状況、意思表示能力、要介護状態
- ③ 養護者と高齢者の関係、心身の状況、他の家族等の状況
- ④ 家族関係

3. 介護サービス等の利用状況や関係者の有無

- ① 介護サービス等の利用の有無
- ② 家族に関わりのある関係者の有無

4. 通報者の情報

- ① 氏名、連絡先、高齢者・養護者との関係等



参考) 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省)

イ 事実確認、緊急性の判断

(ア) 事実確認

相談・通報を受けた地域包括支援センターや市は、当該事例に以前から関わっていた関係機関等から情報収集を行うとともに、訪問調査を行います。

地域包括支援センターや市が虐待の事実を確認し、高齢者等の意思確認を複数のスタッフで行います。

事実確認の際、「事実確認票-チェックシート（表面）」(P. 27),「事実確認票-チェックシート（裏面）」(P. 28)を用い、虐待の有無や緊急性の判断を行います。

緊急性の判断根拠として、「重篤な外傷、衰弱、脱水症状、栄養失調等により、入院や通院が必要である」、「高齢者・養護者が保護を求めている」、「暴力や脅しが日常的に行われている」等が考えられます。

緊急性の高い具体的な事例については「事実確認票-チェックシート（裏面）」(P. 28)で整理しています。また、そこに挙げられた例のみを緊急性の高い状況ととらえるのではなく、それ以外の場合でも高齢者や養護者の心身の状況や生活状況、虐待の頻度や程度等を総合的に勘案し、判断を行っていく必要があります。

■図表7 ■「事実確認票-チェックシート（裏面）」(緊急保護の検討が必要な項目のみ抜粋)

確 認 項 目		サ イ ン
身 体 の 状 況 ・ け が 等	1. 外傷等	頭部外傷（血腫、骨折等の疑い）、腹部外傷、重度の褥瘡
	2. 全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁
	3. 脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し
	4. 栄養状態等	栄養失調
話 の 内 容	5. 恐怖や不安の訴え	「怖い」、「痛い」、「怒られる」、「殴られる」等の発言
	6. 保護の訴え	「殺される」、「○○が怖い」、「何も食べていない」、「家にいたくない」、「帰りたくない」等の発言
	7. 強い自殺念慮	「死にたい」等の発言、自分を否定的に話す
養 護 者 の 態 度	8. 支援者への発言	「何をするかわからない」、「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある
	9. 保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている
	10. 暴力、脅し等	刃物等凶器を使った暴力や脅しがある

参考) 「虐待対応ソーシャルワークモデルに基づく高齢者虐待対応マニュアル」(社会福祉士会)

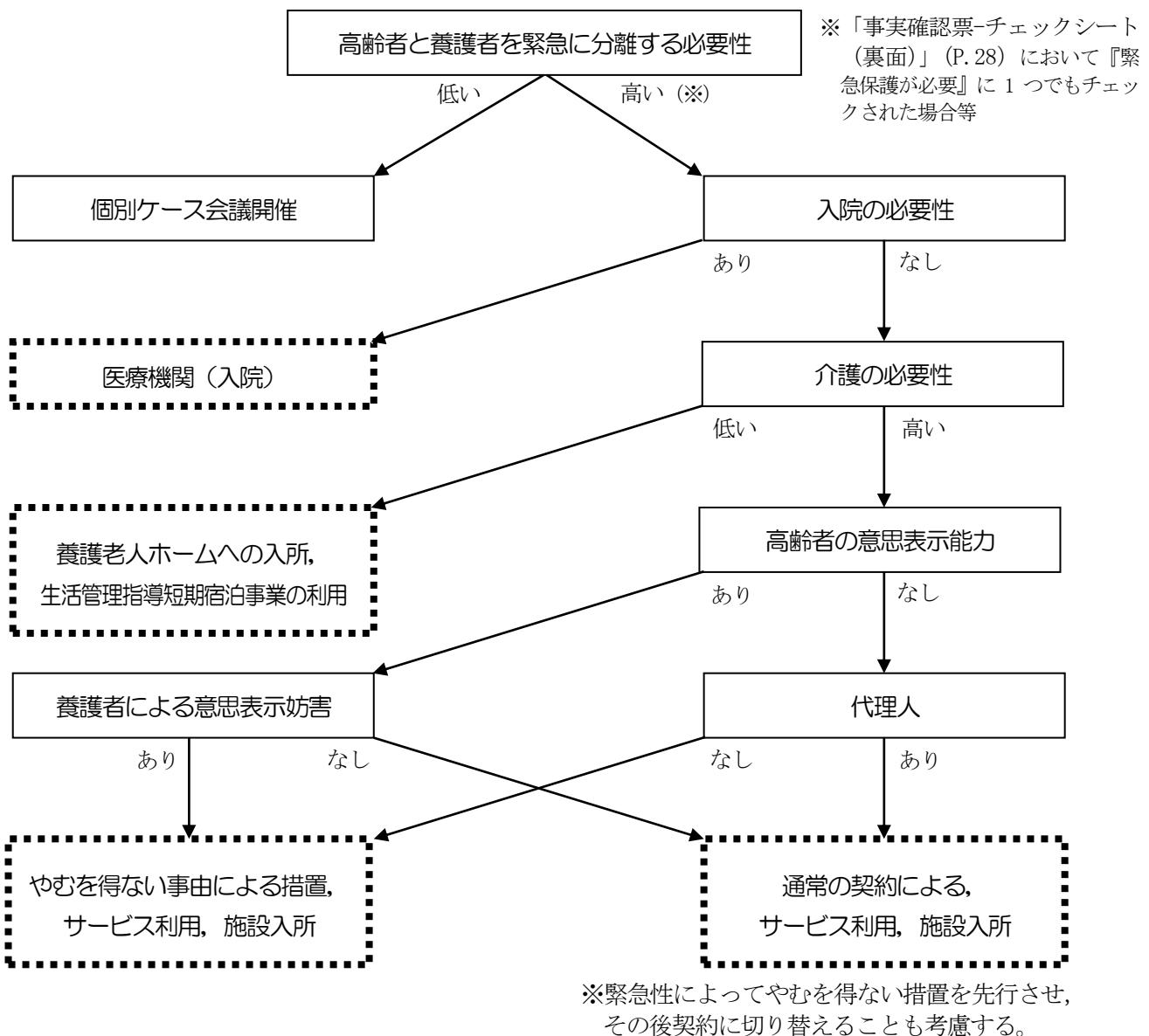
(イ) コアメンバーア会議

事実確認を行った地域包括支援センターや市は、コアメンバーア会議を開催し、相談・通報または事実確認の情報をもとに、「虐待事実の判断」や「緊急性の判断」だけでなく、関係する機関の確認や調査依頼、役割分担、当面の対応の方針等を決定します。

事例によっては、直ちに安全の確認や緊急の対応が必要な場合もあると考えられますので、会議は相談・通報を受理した後、原則として48時間以内に開催することが必要です。

緊急性が高い場合においては、以下のフローチャートを参考に対応して下さい。

■図表8 ■ 緊急性が高いケースにおける対応方針決定のフローチャート



参考) 「高齢者虐待対応支援マニュアル（改訂版）」（北海道）

(ウ) 立入調査

「高齢者虐待防止法」においては、虐待により高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、「市長は、担当部局の職員に虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができる」と規定しています。担当部局の職員が立入調査を行うときは、「立入調査証明書」（「様式5」P.29）を携帯し、これを提示しなければなりません。

また、「市長は立入調査の際に必要に応じて適切に、高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる」となっています。援助依頼時には、「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」（「様式6」P.30）を提出して援助要請を行います。

さらに、「高齢者虐待防止法」では、正当な理由がなく、立入調査を拒み、妨げ、忌避し、または立入調査による質問に対し答弁をしない、虚偽の答弁をする、もしくは高齢者に答弁をさせない、虚偽の答弁をさせた者に対し、「罰則」として30万円以下の罰金に処することとされています。

■図表9 ■ 立入調査が必要と判断される状況の例

1. 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じない等、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
2. 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事情があるとき。
3. 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
4. 過去に虐待歴や援助の経過がある等、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせない等非協力的な態度に終始しているとき。
5. 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声等が目撲されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものができないとき。
6. 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
7. 入所施設等から無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
8. 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるようなとき。
9. 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるとき。
10. その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

参考) 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省)

ウ 個別ケース会議

コアメンバー会議で虐待事実や緊急性の判断、関係する機関の確認、調査依頼、役割分担、当面の対応の方針等が判断された後、地域包括支援センターと市は、関係機関を招集し、個別ケース会議を開催します。そこでは、支援方針・支援内容の決定、各関係機関の役割や主担当の決定、連絡体制の確認等を行います。

エ 支援の実施

(ア) 緊急性が高い場合の支援

事実確認時、コアメンバー会議において、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている、またはそのおそれがあるときは、直ちに治療の必要性を確認し、適切な処置を講じるとともに、高齢者と養護者を分離します。

養護者以外に協力できる親族等がいる場合には、治療や分離に協力してもらいます。

養護者以外に協力できる親族等がない場合には、高齢者を保護するために、介護保険サービスによる短期入所、在宅高齢者等サービスによる生活管理指導短期宿泊事業の利用、養護老人ホームへの入所、老人福祉法の規定によるやむを得ない事由による措置等の手続きを行います。どのような場合においても、高齢者の安全の確認、保護を優先します。

■図表10■

養護者からの分離手段の例

対応手段		具体的な内容
本人申請	1. 介護保険の契約によるサービス利用	<ul style="list-style-type: none">・本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約による介護保険のサービスを利用する。・ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約につなぐ等の工夫が必要。
	2. 医療機関への入院	<ul style="list-style-type: none">・本人同意や成年後見制度の活用等により、医療機関に入院する。
	3. 生活管理指導短期宿泊事業の利用	<ul style="list-style-type: none">・要介護認定において非該当と認定され、単身世帯、夫婦のみ世帯等である場合に、一定期間短期入所生活介護等で生活習慣等の指導を受け、体調調整を図る。
	4. 養護老人ホームへの入所	<ul style="list-style-type: none">・65歳以上の高齢者であって、心身機能の減退等のために日常生活に支障があり、養護者がいない、住宅に困窮している場合に、養護老人ホームに入所する。
	5. 生活支援ハウスへの入所	<ul style="list-style-type: none">・60歳以上の単身世帯、夫婦のみ世帯、家族による援助を受けることが困難な場合に、生活支援ハウスに入所する。
	6. 軽費老人ホームへの入所	<ul style="list-style-type: none">・60歳以上の高齢者であって、自炊ができない程度の身体機能の低下等により独立して生活するには不安、あるいは養護者による援助を受けることが困難な場合に、軽費老人ホームに入所する。
市の決定	7. やむを得ない事由による措置	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉法に基づく措置として、虐待等の理由により契約による介護サービスの利用が著しく困難な65歳以上の高齢者について、市の職権で介護サービスの利用に結びつける。・虐待者からの分離効果があるサービスとして、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等がある。
裁判所	8. 裁判所からの保護命令	<ul style="list-style-type: none">・配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命または身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令。(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条)

参考) 「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)

(イ) 緊急性が高くないと思われる場合の支援

虐待については、客観的な事実が把握しにくい事例が多いため、関係機関において情報を共有し、それぞれの専門性を活かし、支援方針・支援内容の決定、各関係機関の役割や主担当の決定、連絡体制の確認等を行っていくことが重要です。

■図表11■

支援方針・支援内容の例

支援方針	具体的な支援内容
1. 高齢者の生命に関わるような重大な状況にある場合（緊急事態の際）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急的に分離・保護できる手段を考える（警察、救急も含む）。 ・施設入所、一時保護、入院等措置権の発動も視野に入れて対応を図る。
2. 養護者や家族に介護の負担・ストレスがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問（定期的、随時）や電話で、養護者や家族の話を聞き、家族が頑張っていることを支持する。 ・介護保険サービス等を導入・増加する（特にデイサービス、ショートステイ利用により介護を離れることができる時間をつくる）。 ・同居の家族や別居の親族の間で介護負担の調整を勧める（一時的な介護者交代や介護負担の軽減等）。 ・施設入所を検討する。 ・養護者や家族に介護についての相談窓口、地域の家族会等を紹介する。 ・養護者や家族を専門家のカウンセリングにつなげる。
3. 養護者や家族に介護の知識・技術が不足している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者や家族に介護の知識・技術についての情報提供を行う。 ・介護保険サービス等を導入し、サービス提供の中で、養護者や家族に知識・技術を伝える。
4. 高齢者に認知症がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者や家族に認知症の症状やかかり方についての情報提供、説明や指導を行う。 ・養護者や家族に認知症についての相談窓口（医療相談を含む。）を紹介し、かかりについての専門的な助言を受けるよう勧める。 ・服薬等により症状のコントロールが可能な場合があるので、養護者や家族に専門医を紹介し診断・治療につなげる。
5. 高齢者や家族（養護者含む）に精神疾患や依存等の問題がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患、アルコール依存等は、市保健福祉部障がい保健福祉課または医療機関につなげる。 ・障がい（身体・知的）は、市保健福祉部障がい保健福祉課につなげる。 ・地域の民生委員、町会等に見守りを依頼する。 ・成年後見制度の活用を検討する。
6. 経済的な困窮がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護支給申請につなげる。 ・各種の減免手続きを支援する。
7. 子や孫が抱える問題がある場合（児童虐待の併発、孫等子どもへの影響等）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所、子ども未来部次世代育成課等につなげる。

参考) 「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都）

オ 情報の集約と支援方針の修正

個別ケース会議によって決定した支援方針に従い関係機関が支援を行いますが、実際に支援を受け始めた後も、支援機関からの状況の聴取、高齢者や養護者に対する定期的な訪問等を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認しておき、状況の変化に速やかに対応します。

(ア) 情報の集約・共有化

状況の確認は、虐待事例の主担当者が訪問したり、支援を行う関係機関の職員から高齢者や養護者等の状況を把握する等、関係機関が相互に協力連携しながら行うことが重要です。そのため、コアメンバー会議や個別ケース会議では、関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有化の方法等について事前に取り決めをしておきます。また、地域包括支援センターと市が連携し、情報の収集、提供を行います。

(イ) 支援方針の修正

高齢者や養護者等の状況が変化し、当初の支援方針では十分な対応が出来なくなる場合も考えられます。そのときには、速やかにコアメンバー会議や個別ケース会議を開催し、支援方針の修正を行い、関係機関による支援内容を修正します。

■図表12■

支援方針の修正ポイント

状況に応じて次の事項について確認し、必要に応じて支援方針を修正する。

1. 虐待が改善されたか（危険度が増していないか）の確認
 - ① 養護者からの暴力がなくなったかを確認する。
 - ② 養護者が密室化して実態把握が困難になっていないか、養護者が器物を持ち出して脅したり、使うそぶりをしていないか等を確認する。
→図表13（P.17）を参考に危険度が上がった時点で、支援方針の修正を行う。
2. 高齢者、養護者が困っていることを介護保険等サービス等につなげ、支援ができているかの確認
 - ① 高齢者と養護者の気持ちと現実的なサービスが合致しているかを確認する。
3. 虐待の状況が変わらないときは新しい情報や事実はないかの確認
4. 過去の生活歴の確認
 - ① 過去の確執が虐待につながっていないか、虐待の原因が過去に無かったか等を確認する。
5. 精神疾患の確認
 - ① 必要に応じて受診あるいは往診につなげる、専門相談につなぎ適切な支援を行う。

参考)「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省)

(ウ) 支援の終結

関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有を行う中で、虐待が解消し、高齢者や養護者の生活が安定しているという状況が確認できた場合に、虐待支援の終結を迎えます。

また、今後必要があれば地域で生活する一人の高齢者への支援という形での関わりに変化していくことが考えられます。

■図表13■

虐待の程度

対応手段		具体的な内容
1. 養護者に自覚がない場合も含めて、外から見ると明らかな虐待と判断できる状態で、専門職による介入が必要な状態	緊急事態 要介入	<p>高齢者の生命にかかるような重大な状況を引き起こしており、一刻も早く介入する必要がある。 ~具体例~ 生命にかかる外傷、脱水・栄養不足による衰弱、感染症や重度の慢性疾患があるのに医療を受けさせない等。</p> <p>放置しておくと高齢者的心身の状況に重大な影響を生じるか、そうなる可能性が高い状態。当事者の自覚の有無にかかわらず、専門職による介入が必要。 ~具体例~ 医療を必要とする外傷や慢性的なあざや傷がある、必要な食事等が保証されていない、介護環境が極めて悪い等。</p>
2. 虐待かどうかの判断に迷うことの多い状態	要見守り	<p>放置すると深刻化することもあるため、高齢者や家族の支援状況の確認、介護サービス等の見直し等を図ることが大切。</p> <p>高齢者的心身への影響は部分的であるか、顕在化していない状態。養護者の介護の知識不足や介護負担が増加している等により不適切なケアになっていたり、長年の生活習慣の中で生じた言動等が虐待につながりつつあると思われる場合等がある。</p>
3. 虐待の解消	終結	虐待が解消し、生活が安定している。

参考)「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)



3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応について

養介護施設従事者等による虐待とは、養介護施設または養介護事業に従事している者による虐待です。養介護施設従事者による虐待は、人間関係のストレス、虐待行為に追い込まれる労働環境等も原因の一つと言われていますが、職業倫理に照らしても決して許されるものではありません。

虐待は様々な要因が複雑に絡み合って発生することや高齢者の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に市が介入する等して、虐待を防止することが大切です。

(1) 養介護施設の設置者および養介護施設従事者等の義務について

ア 養介護施設の設置者等の義務

「高齢者虐待防止法」では、養介護施設の設置者または養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修や、利用者またはその家族からの苦情の処理の体制の整備、他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講ずるものと規定しています。

イ 養介護施設従事者等における虐待の通報義務

「高齢者虐待防止法」では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、図表14のように市への通報義務を規定しており、発見者が養介護施設従事者等の場合は通報義務が課せられています。

また、特に高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、養介護施設従事者等以外であっても速やかに、市に通報しなければならないとの義務を規定しています。

■図表14■ 発見者別の対応（通報義務）規定

発見者等	対 応
養介護施設・養介護事業所従事者	・速やかに市へ通報しなければならない。
高齢者虐待を受けた高齢者	・市へ届け出ることができる。
上記以外の者	・高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市へ通報しなければならない。 ・上記以外は、速やかに市へ通報するよう努めなければならない。

参考) 「高齢者虐待対応支援マニュアル（改訂版）」（北海道）

ウ 守秘義務との関係

「高齢者虐待防止法」では、養介護施設従事者が養介護施設従事者等による虐待の通報を行う場合、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないことを規定しています。

エ 不利益取り扱いの禁止

「高齢者虐待防止法」では、養介護施設従事者が養介護施設従事者等による虐待の通報を行う場合、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことを規定しています。

(2) 市の対応等について

ア 市による事実確認

養介護施設従事者等による虐待と思われる相談・通報を受けた市は、養介護施設・養介護事業所および虐待を受けたと思われる高齢者に対し、通報内容の事実確認を行います。

イ 老人福祉法および介護保険法の規定による権限の行使

「高齢者虐待防止法」では、虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るために、市または道は、老人福祉法および介護保険法に規定された権限を行使し、対応を図ることとなっていることから、虐待と判断した場合は、市は、当該施設等に対し改善が図られるように指導を行います。

指導に従わない場合には、老人福祉法および介護保険法等に基づく勧告・命令、指定の取り消し処分等の権限を適切に行使することになります。

ウ 市から北海道への報告

「高齢者虐待防止法」では、市が養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実を確認した場合、市はその内容を道へ報告することとなっています

市から道への報告にあたっては、「養介護施設従事者等による高齢者虐待報告書」（「様式7」P.31）を活用し、随時報告することになります。

エ 虐待状況の公表

「高齢者虐待防止法」では、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による虐待の状況、虐待があった場合にとった措置、その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとされています。

この公表制度は、虐待を行った養介護施設・養介護事業所に対して制裁を与えることを目的とするのではなく、虐待防止に向けた取り込みを促すことを目的としています。

◇◆◇身体拘束について◇◆◇

高齢者の身体の自由を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において原則禁止されており、他者から不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれる状態に置かれるることは許されるものではなく、身体拘束は高齢者虐待に該当する行為であると考えられています。

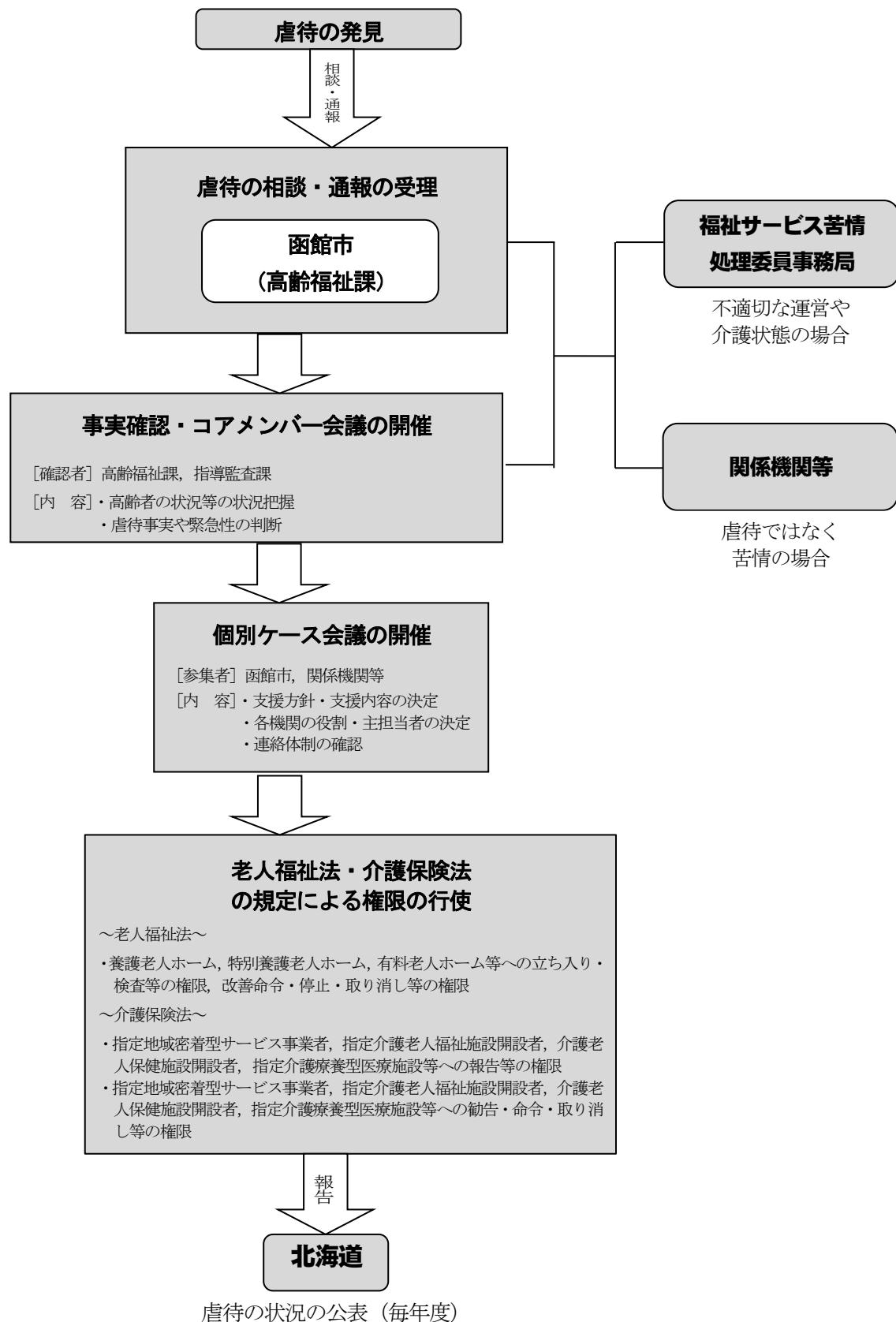
ただし、高齢者本人や他の利用者の生命または身体が危険にさらされる場合（緊急やむを得ない場合）に限っては、例外的に高齢者虐待に該当しない場合もありますが、この場合においても、個人的判断によるものではなく施設全体としての判断が必要となります。すなわち、身体拘束の内容、目的、時間、期間等については高齢者本人および家族への十分な説明と同意が必要であり、併せて身体拘束に関する記録も義務づけられています。

■図表15■ 「緊急やむを得ない場合」に該当する要件

- ・切迫性～利用者本人または、他の利用者の生命や身体が危険にさらされている可能性が著しく高い場合
- ・非代替性～身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・一時性～身体拘束が一時的なものであること。

■図表16■

養介護施設従事者等による虐待への対応手順



参考)「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省)

4 高齢者虐待相談窓口

(1) 養護者による高齢者虐待の相談窓口

◇◆◇ 函館市の相談窓口 ◇◆◇

担当課名	所在地	電話番号	開設日時
保健福祉部高齢福祉課	東雲町4番13号(市役所本庁舎2階)	21-3025	月曜日～金曜日 8:45～17:30
保健福祉部亀田福祉課	美原1丁目26番8号(亀田支所1階)	45-5482	

※夜間・休日の場合の連絡先「宿日直室(夜間・休日専用) 21-3006」(担当部局への連絡調整を行います。)

◇◆◇ 高齢者あんしん相談窓口 函館市地域包括支援センター ◇◆◇

名称	所在地	電話番号	担当圏域および町	
地域包括支援センター あさひ	旭町4番12号 (函館給付在宅ケアセンターあさひ内)	27-8880	西部	入舟, 船見, 弥生, 弁天, 大, 末広, 元, 青柳, 谷地頭, 住吉, 宝来, 東川, 豊川, 大手, 栄, 旭, 東雲, 大森
地域包括支援センター こん中央	松風町18番14号	27-0777	中央部 第1	松風, 若松, 千歳, 新川, 上新川, 海岸, 大繩, 松川, 万代, 中島, 千代台, 堀川, 高盛, 宇賀浦, 日乃出, 的場, 金堀, 広野
地域包括支援センター ときとう	時任町35番24号 (こんクリニック時任内)	33-0555	中央部 第2	大川, 田家, 白鳥, 八幡, 宮前, 時任, 杉並, 本, 梁川, 五稜郭, 柳, 松陰, 人見, 乃木, 柏木
地域包括支援センター ゆのかわ	湯川町3丁目29番15号 (介護老人保健施設ケンゆのかわ内)	36-4300	東央部 第1	川原, 深堀, 駒場, 湯浜, 湯川町1～3丁目, 花園, 日吉町1～4丁目
地域包括支援センター たかおか	高丘町3番1号 (サテライト百楽園内)	57-7740	東央部 第2	戸倉, 榎本, 上野, 高丘, 滝沢, 見晴, 鈴蘭丘, 上湯川, 銅山, 旭岡, 西旭岡町1～3丁目, 鰐川, 寅沢, 三森, 紅葉山, 庵原, 亀尾, 米原, 東畠, 鉄山, 峨眉野, 根崎, 高松, 志海苔, 瀬戸川, 赤坂, 錢亀, 中野, 新湊, 石倉, 古川, 豊原, 石崎, 鶴野, 白石
地域包括支援センター 西堀	中道2丁目6番11号 (西堀病院内)	52-0016	北東部 第1	富岡町1～3丁目, 中道1～2丁目, 鍛治1～2丁目
地域包括支援センター 亀田	昭和1丁目23番8号	40-7755	北東部 第2	美原1～5丁目, 赤川, 赤川1丁目, 亀田中野, 北美原1～3丁目, 石川, 昭和1～4丁目
地域包括支援センター 神山	神山1丁目25番9号	76-0820	北東部 第3	山の手1～3丁目, 本通1～4丁目, 陣川1～2丁目, 陣川, 神山, 神山1～3丁目, 東山1～3丁目, 東山, 水元, 亀田大森
地域包括支援センター よろこび	桔梗1丁目14番1号 (老人保健施設喜郷内)	34-6868	北部	浅野, 吉川, 北浜, 港町1～3丁目, 追分, 亀田, 桔梗, 桔梗1～5丁目, 西桔梗, 昭和, 亀田本, 亀田港
地域包括支援センター 社協	浜町538番地の2 (函館市社会福祉協議会戸井支所内)	82-4700	東部	戸井支所管内, 惠山支所管内, 榎法華支所管内, 南茅部支所管内

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談窓口

◇◆◇ 函館市の相談窓口 ◇◆◇

担当課名	所在地	電話番号	開設日時
保健福祉部高齢福祉課	東雲町4番13号(市役所本庁舎2階)	21-3025	月曜日～金曜日 8:45～17:30

※夜間・休日の場合の連絡先「宿日直室(夜間・休日専用) 21-3006」(担当部局への連絡調整を行います。)

(3) その他の関連する相談窓口

◇◆◇ 函館市の相談窓口 ◇◆◇

担当課名	電話番号	相談内容
保健福祉部高齢福祉課	21-3081	認知症相談、成年後見制度利用支援事業に関する相談等
市民特別相談（市民部くらし安心課）	21-3136	弁護士、司法書士等による困りごと・心配ごと、くらしの法律手続、法律、土地・家屋、登記全般に関する相談
多重債務相談（市民部くらし安心課）	21-3160	多重債務相談
消費生活センター	26-4646	消費生活に関する相談
福祉事務所	障がい保健福祉課	障害者福祉相談、成年後見制度利用支援事業に関する相談等
	亀田福祉課	45-5482
保健福祉部生活支援第1課	21-3285	生活保護の相談
函館市成年後見センター	23-2600	成年後見制度に関する相談等
中央母子自立支援・女性相談室（子ども未来部次世代育成課内）	21-3010	女性が抱える様々な心配・悩みごとの相談等
亀田母子自立支援・女性相談室（保健福祉部亀田福祉課内）	45-5481	女性が抱える様々な心配・悩みごとの相談等
女性センター	23-4188	DV相談等
福祉サービス苦情処理委員事務局	21-3297	福祉サービスの苦情等

◇◆◇ 関係機関 ◇◆◇

相談窓口	電話番号	相談内容
みんなの人権 110番 (函館地方法務局)	0570-003-110	日常生活全般の困りごと、相談ごと相談等
女性の人権ホットライン (函館地方法務局)	0570-070-810	女性の悩みごと相談等
北海道警察函館方面本部 相談センター	短縮ダイヤル#9100	事件、事故、防犯に関する相談等
函館家庭裁判所	38-2350	成年後見人の選任、親族間のもめごと等の手続案内
函館市社会福祉協議会	23-2226	社会福祉総合相談、生活資金貸付相談、高齢者介護相談、高齢者健康相談、地域福祉事業に関する相談等
日本司法支援センター法テラス函館	050-3383-5560	法的トラブル解決のための情報提供・無料法律相談
函館弁護士会	41-0232	一般法律相談、弁護士事務所への有料法律相談の紹介等
成年後見センター・リーガルサポート函館支部 (司法書士会)	27-2345	成年後見制度に関する相談
ウィメンズネット函館	33-2110	家庭内暴力、職場の問題に関する相談等
函館認知症の人を考える会	27-4060	認知症、介護一般相談
渡島地区地域福祉生活支援センター	34-2941	地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等）の相談
権利擁護センターばあとなあ北海道 (北海道社会福祉士会)	011-718-6886	成年後見制度に関する相談等
北海道高齢者総合相談・虐待防止センター (北海道社会福祉協議会)	011-251-2525	市町村、地域包括支援センターが抱える対応困難事例についての助言・支援

5 様式集

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 相談・通報・届出受付票（総合相談） | (様式 1) |
| (2) 高齢者虐待情報共有・協議票 | (様式 2) |
| (3) 事実確認票-チェックシート（表面） | (様式 3) |
| (4) 事実確認票-チェックシート（裏面） | (様式 4) |
| (5) 立入調査証明書 | (様式 5) |
| (6) 高齢者虐待事案に係る援助依頼書 | (様式 6) |
| (7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待報告書 | (様式 7) |

帳票（様式 1～4）の記入のポイント

① 帳票はツールである。

帳票を埋めることができが目的ではないので、空欄があってもよい。

② 明確な情報と明確でない情報を整理していく。

明確でない情報は「不明」という事実を記入する。不明の場合は、その情報を「誰が、どのように、いつまで」に確認するかが課題となる。

③ 帳票を継続して使用していく。

帳票は虐待対応の流れに即して通報受理、事実確認時に使用していく。また、コアメンバー会議、個別ケース会議の資料としても使用し、新たな情報等を追加したり、必要な場合は帳票を更新することになる。

④ 帳票とは別に会議等の資料をつくる必要はない。

帳票は、関係機関との連絡調整、コアメンバー会議や個別ケース会議の資料となるものであり、同じものを使うことで情報の迅速な伝達と管理が可能となり、業務の整理、軽減が可能となる。

⑤ 帳票作成を個人作業にしない。

帳票作成は、基本的には個人作業ではなく、地域包括支援センターと市との協議の上で完成させる。

(様式1)

相談・通報・届出受付票（総合相談）

相談年月日	年　月　日　時　分～　時　分	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名		受付方法 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他()
	住所または 所属機関名		電話番号
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族（同居・別居）続柄： <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 在宅介護支援センター <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他()	

【本人の状況】

氏名	性別	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年　月　日	年齢	歳
現住所	<input type="checkbox"/> 住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異				
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院() <input type="checkbox"/> 施設() <input type="checkbox"/> その他()				
介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援() <input type="checkbox"/> 要介護() <input type="checkbox"/> 申請中(月日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定				
利用サービス	介護保険	<input type="checkbox"/> あり() <input type="checkbox"/> なし	介護支援専門員		
	介護保険外	<input type="checkbox"/> あり() <input type="checkbox"/> なし	居宅介護支援事業所		
主疾患	<input type="checkbox"/> 一般() <input type="checkbox"/> 認知症() <input type="checkbox"/> 精神疾患() <input type="checkbox"/> 難病()				
身体状況			障害手帳	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(等級：種別：)	
経済状況	<input type="checkbox"/> 生活保護受給(口なし <input type="checkbox"/> あり)				

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

【世帯構成】

家族状況（ジェノグラム）

【介護者の状況】

氏名	年齢	歳
続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者 <input type="checkbox"/> 娘の配偶者 <input type="checkbox"/> 実兄弟 <input type="checkbox"/> 実姉妹 <input type="checkbox"/> 義兄弟 <input type="checkbox"/> 義姉妹 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 同上	
連絡先	電話番号	職業
	その他特記事項	

【主訴・相談の概要】

相談内容	
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> あざや傷がある〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 問い合わせに反応がない、無表情、怯えている〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 食事をきちんと食べていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 年金などお金の管理ができていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 養護者の態度() <input type="checkbox"/> その他(具体的な内容を記載)
情報源	相談者（通報・届出者）は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者()から聞いた

【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了: <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋(機関名：) <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 相談継続: <input type="checkbox"/> 権利擁護対応(虐待対応を除く) <input type="checkbox"/> 包括的継続的ケアマネジメント支援 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待 <input type="checkbox"/> その他()
備考()

(様式2)

高齢者虐待情報共有・協議票

【虐待の可能性（通報段階）】

虐待の可能性 (通報段階)	<input type="checkbox"/> 身体的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 放棄・放任の疑い <input type="checkbox"/> 心理的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 性的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 経済的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 虐待とは言い切れないが不適切な状況（ ）
------------------	---

【情報収集依頼項目】

依頼日時： 年 月 日 時 分

依頼先： _____ 依頼方法（電話 訪問 その他）

世帯構成	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他（ ）
介護保険	<input type="checkbox"/> 介護認定の有無	<input type="checkbox"/> 担当居宅介護支援事業所 <input type="checkbox"/> 介護保険料所得段階 <input type="checkbox"/> 介護保険料納付状況
福祉サービス等	<input type="checkbox"/> 生活保護の受給	<input type="checkbox"/> 障害者手帳の有無（身・知・精） <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス利用状況 <input type="checkbox"/>
経済状況	<input type="checkbox"/> 課税状況 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 国民健康保険納付状況	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度保険料納付状況 <input type="checkbox"/> 水道料金滞納状況 <input type="checkbox"/> 公営住宅家賃滞納状況
関係機関等	<input type="checkbox"/> 主治医・医療機関 <input type="checkbox"/> 保健所・保健センターの関与	<input type="checkbox"/> 他機関（ ）の関与
その他	<input type="checkbox"/> （ ）	<input type="checkbox"/> （ ）

※情報収集依頼によって得られた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する

【事実確認の方法と役割分担】

協議日時： 年 月 日 時 分

協議者： _____ 協議方法（電話 訪問 その他）

事実確認の方法	面接調査	高齢者： <input type="checkbox"/> 自宅訪問 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他の場所（ ） 面接者（ ）
		養護者： <input type="checkbox"/> 自宅訪問 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他の場所（ ） 面接者（ ）
関係者からの聞き取り	<input type="checkbox"/> ケース会議等（ ） 担当：（ ）	
	<input type="checkbox"/> 関係者・関係機関 1（ ） 担当：（ ）	
	<input type="checkbox"/> 関係者・関係機関 2（ ） 担当：（ ）	
	<input type="checkbox"/> 関係者・関係機関 3（ ） 担当：（ ）	
※訪問時の状況や聞き取りした内容を「事実確認票」へ記載		
事実確認中に予測されるリスクと対応方法		
事実確認期限	年 月 日 時迄	※48時間以内のコアメンバー会議開催を踏まえて設定する

※事実確認の方法と役割分担に関する協議が終わったら「事実確認」へ

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-2(出典:東京都国分寺市作成様式を参考に作成)

(様式3)

事実確認票－チェックシート

確認者 :

確認日時 : 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時

高齢者本人氏名			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日生	年齢	歳
確認場所	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 来所 (<input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター) <input type="checkbox"/> その他 ()							
確認時の同席者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (氏名:)							
発言内容や状態・行動・態度など(見聞きしたことそのまま記入)								
【本人】								
【養護者】								
【第三者】 : ()								
虐待の全体的状況								
発生状況								
1. 虐待が始まったと思われる時期 : 年 月頃								
2. 虐待が発生する頻度 :								
3. 虐待が発生するきっかけ :								
4. 虐待が発生しやすい時間帯 :								

※裏面の事実確認項目(サイン)を利用して事実確認を行う。

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-2(出典:東京都健康長寿医療センター研究所作成様式を参考に作成)

(様式4)

事実確認項目(サイン)

※1:「通」:通報があつた内容に○をつける。「確認日」:行政および地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。

※2:「確認項目」の列の大字で下線の項目(例「外傷等」)が確認された場合は、「緊急保護の検討」が必要。

通	確認日	確認項目	サイン;当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば()に簡単に記入	確認方法(番号に○印またはチェック) 確認者(カッコ内に「誰が」「誰(何)から」を記入) 1.写真、2.目視、3.記録、4.聴き取り、5.その他
身体の状態・けが等		<u>外傷等</u>	頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重複の福そう、その他() 部位: 大きさ:	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		<u>全身状態・意識レベル</u>	全身痙攣、意識混濁、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		<u>脱水症状</u>	重い脱水症状、軽い脱水症状、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		<u>栄養状態等</u>	栄養失調、低栄養、低血糖の疑い、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
生活の状況		あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕、腫張、その他() 部位: 大きさ: 色:	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		その他		1、2、3、4、5 ()が()から確認した
話の内容		衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		適切な食事	菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
表情・態度		行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		その他		1、2、3、4、5 ()が()から確認した
サービスなどの利用状況		<u>恐怖や不安の訴え</u>	「怖い」「痛い」「絶られる」「殴られる」などの発言、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		<u>保護の訴え</u>	「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」などの発言、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		<u>強い自殺念慮</u>	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
養護者の態度等		金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		性的事件の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		その他		1、2、3、4、5 ()が()から確認した
支援者への発言		おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		無気力さ	無気力な表情、問い合わせに無反応、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		態度の変化	家族のいる場面ない場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		その他		1、2、3、4、5 ()が()から確認した
支援者に対する態度等		適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
支援者に対する態度等		支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		その他		1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		<u>支障者への発言</u>	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
養護者の態度等		<u>保護の訴え</u>	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		<u>暴力、脅し等</u>	刃物、ビンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
支援者に対する態度等		支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
		その他		1、2、3、4、5 ()が()から確認した

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-2(出典:東京都健康長寿医療センター研究所作成様式を参考に作成)

(様式5)

立入調査証明書

(表)

証 票

第 号 年 月 日 交付

所 属
氏 名

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

市町村 長印

(裏)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(日本工業規格A列7番)

函 福 高
平成 年 月 日

○ ○ 警察署長

函館市長

高齢者虐待事案に係る援助依頼書

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日 時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分	
	場 所		
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()	
高齢者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 • <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日 生 (歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電 話	() - 番	
	職 業 等		
養護者等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 • <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日 生 (歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電 話	() - 番	
	職 業 等		
虐待の状況	高齢者との 関 係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
高齢者の生命又は身体に重大な 危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属・役職		氏名
	電話 () - 番 内線		
	携帯電話 - - 番		

養介護施設従事者等による高齢者虐待報告書

市町村名

1 事案の種別

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 高齢者虐待の事実が認められたケース | <input type="checkbox"/> 道と共同で事実の確認が必要なケース (理由 :) |
|--|--|

2 養介護施設等の状況

名 称			
所 在 地		T E L	
サービス種別			

3 虐待を受けた(受けたと思われる)高齢者の状況

性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
要 介 護 度 等	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5・その他		
そ の 他 の 心 身 の 状 況			

4 虐待の内容

虐 待 の 種 類	身体的虐待 経済的虐待	介護・世話の放棄・放任 その他()	心理的虐待	性的虐待
虐 待 の 内 容				
発 生 要 因				

5 虐待を行った者の状況

氏 名		生 年 月 日	
職種・資格等			

6 市町村が行った対応

--

7 施設・事業所における改善措置状況

--

8 その他特記事項

--

6 関係法令等

函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条および障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第35条に規定する関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備するため、函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「要援護高齢者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 養護者による高齢者虐待および養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けている高齢者

(2) 地域から孤立しているまたは今後孤立する可能性が高いと思われる高齢者

2 この要綱において「要援護障がい者」とは、養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待および使用者による障がい者虐待を受けている障がい者をいう。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 高齢者虐待および障がい者虐待の未然防止等に係る活動に関すること。

(2) 要援護高齢者、要援護障がい者および養護者に対する適切な支援を実施するための関係機関等の連携体制の構築に関すること。

(3) 函館市高齢者見守りネットワーク事業に関すること。

(4) その他、協議会の目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(組織および委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

2 協議会の委員は、前項の関係機関等またはその長が指名する者のうちから、市長が指定する。

3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、函館市保健福祉部長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会に出席した者は、会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、函館市保健福祉部高齢福祉課および障がい保健福祉課が協議し、処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成28年1月13日から施行する。

2 函館市要援護高齢者対策ネットワーク協議会設置要綱（平成22年7月13日福祉部長決裁）および函館市要援護障がい者対策地域協議会設置要綱（平成24年9月20日福祉部長決裁）は、廃止する。

別表

区分		機関・団体名
国または 地方公共 団体	国	函館地方法務局人権擁護課
		函館公共職業安定所
	北海道	北海道警察函館方面本部生活安全課
		函館方面函館中央警察署
		函館方面函館西警察署
		北海道渡島総合振興局
	函館市	保健福祉部
		市民部
		消防本部
法人	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	
	公益社団法人北海道社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ北海道	
	一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会	
	公益社団法人函館市医師会	
	一般財団法人函館市住宅都市施設公社	
学識経験者		北海道教育大学函館校
その他	司法関係	函館弁護士会
	入所施設関係	道南地区老人福祉施設協議会
	サービス事業所関係	函館市地域包括支援センター連絡協議会
		函館市居宅介護支援事業所連絡協議会
		函館市ホームヘルパー連絡協議会
		函館市デイサービス・訪問入浴連絡協議会
		南北海道グループホーム協会
	医療福祉関係	函館地域生活支援センター
		函館障がい者地域生活支援事業者連絡協議会
		南北海道知的障がい福祉協会
		北海道精神保健福祉士協会道南プロック
		函館人権擁護委員協議会
	家族会	函館認知症の人を支える会
		NPO法人函館手をつなぐ親の会
		函館精神障害者家族会 愛泉会
	地域団体関係	函館市町会連合会
		函館市民生児童委員連合会
	雇用関係	一般社団法人北海道中小企業家同友会函館支部
	自立支援協議会	函館地域障害者自立支援協議会
計		34団体

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

最終改正：平成二七年五月二九日法律第三一号

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雜則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第二百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

- 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏泄罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する

老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十二条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十二条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十二条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十三条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するため必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十四条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十二条第一項第二号 又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十五条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適當と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めることは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法 の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法 の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雜則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条 の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年

後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

函館市高齢者虐待対応支援マニュアル

発 行：函館市保健福祉部高齢福祉課
〒040-8666 函館市東雲町4番13号

Tel:0138-21-3025 Fax:0138-26-5936
E-mail: kourei@city.hakodate.hokkaido.jp
